

(書 式 3 - 3)

交 通 事 故 に 基 づ く 請 求 で 使 用 者 に も 責 任 追
及 す る 場 合 の 損 害 賠 償 の 請 求 通 知 書

通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分頃
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地先〇〇路上において、私は、貴社従業員の〇〇〇〇氏運転の普通貨物自動車に衝突され、右大腿骨骨折等の傷害を受けました。同事故は〇〇〇〇氏が自車を右折させる際に対向車に注意を奪われ、歩行中の私を見落としたことが原因であります。

この事故は〇〇〇〇氏が貴社の業務として商品の配達中に起こしたものであり、民法第715条第1項に基づき、貴社にも使用者責任が発生致します。

この事故により、私の被った損害は合計〇〇〇〇〇円であり、その明細は以下のとおりです。

- | | | |
|-----|------|---------|
| (1) | 治療費 | 金〇〇〇〇〇円 |
| (2) | 入院雑費 | 金〇〇〇〇〇円 |
| (3) | 逸失利益 | 金〇〇〇〇〇円 |
| (4) | 慰謝料 | 金〇〇〇〇〇円 |

よって、上記損害合計金〇〇〇〇〇〇円を

直ちにお支払下さるよう請求します。

なお、この書面到達後、14日以内にお支払がない場合には、法的手続きを取りますので、予めお知らせ致します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

Asahi Chuo



解 説

(交通事故に基づく請求で使用者にも責任迫及する場合の損害賠償の請求通知書)

加害者が勤務先会社の業務中に交通事故を起こした場合、勤務先会社も民法第715条第1項に基づく使用者責任が発生する。

文例のように単独で勤務先会社に請求してもよいし、直接の加害者である運転手への損害賠償請求と合わせて請求しても構わない。

